特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十四号

診療報酬の算定方法 (平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、 特定保険医療材料及びそ

の材料価格 (材料価格基準) (平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令

和五年十月一日から適用する。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

	改 正	溆		改		
別表				別表		
$I \sim V$	(略)			$I \sim V$ (略)		
VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びそ				VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びそ		
の材料価格			の材料価格			
	品名	単 位	材料価格	品 名 単 位	材料価格	
001	(略)			001 (略)		
002	歯科鋳造用14カラット金合金	1 g	<u>7, 183円</u>	002 歯科鋳造用14カラット金合金 1 g	6,817円	
	インレー用(JIS適合品)			インレー用(JIS適合品)		
003	歯科鋳造用14カラット金合金	1 g	7,166円	003 歯科鋳造用14カラット金合金 1 g	6,800円	
	鉤用(JIS適合品)			鉤用(JIS適合品)		
004	歯科用14カラット金合金鉤用線	1 g	<u>7,316円</u>	004 歯科用14カラット金合金鉤用線 1 g	6,950円	
	(金58.33%以上)			(金58.33%以上)		
005	歯科用14カラット合金用金ろう	1 g	7,143円	005 歯科用14カラット合金用金ろう 1 g	6,777円	
	(JIS適合品)			(JIS適合品)		
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金	1 g	3,095円	006 歯科鋳造用金銀パラジウム合金 1 g	3,077円	
	(金12%以上 J I S適合品)			(金12%以上 JIS適合品)		
007~009 (略)			007~009 (略)			
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう	1 g	3,832円	010 歯科用金銀パラジウム合金ろう 1 g	3,781円	
	(金15%以上 J I S適合品)			(金15%以上 JIS適合品)		
011	歯科鋳造用銀合金 第1種	1 g	157円	011 歯科鋳造用銀合金 第1種 1 g	151円	
	(銀60%以上インジウム 5 %未満	J I S適合品)		(銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)		
012	歯科鋳造用銀合金 第2種	1 g	190円	012 歯科鋳造用銀合金 第2種 1 g	184円	
	(銀60%以上インジウム 5 %以上	J I S適合品)		(銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)		
013	H 11/14/20 > / (3 / C H H)	1 g	272円	013 歯科用銀ろう(JIS適合品) 1g	269円	
014~069 (略)				014~069 (略)		
VII~IX	(略)			VII~IX (略)		